

【令和8年度版】  
山元町障害者支援  
ガイドブック



令和8年4月現在

 山 元 町



# — もくじ —

該当する対象者

児……………児童  
身……………身体障害者  
知……………知的障害者  
精……………精神障害者  
難……………難病患者

## 1 障害しょうがいについての相談窓口そうだんまどぐち

- |     |                  |    |             |
|-----|------------------|----|-------------|
| (1) | 山元町地域福祉課         | P1 | 【児・身・知・精・難】 |
| (2) | 山元町基幹相談支援センター    | P1 | 【児・身・知・精・難】 |
| (3) | 山元町障害者地域活動支援センター | P2 | 【児・身・知・精・難】 |

## 2 障害者しょうがいしゃの人権じんけん

- |     |                   |    |            |
|-----|-------------------|----|------------|
| (1) | 障害者虐待             | P3 | 【 身・知・精・難】 |
| (2) | 成年後見制度            | P4 | 【 身・知・精・難】 |
| (3) | まもり一歩（日常生活自立支援事業） | P5 | 【 知・精 】    |

## 3 障害者手帳しょうがいしゃてちょう（身体・知的・精神）しんたい ちてき せいしん

- |     |             |    |                |
|-----|-------------|----|----------------|
| (1) | 身体障害者手帳     | P6 | 【児・身 】【 知・精・難】 |
| (2) | 療育手帳        | P7 | 【児 知 】【 身・精・難】 |
| (3) | 精神障害者保健福祉手帳 | P7 | 【児 精 】【 身・知・難】 |

## 4 医療い りょう

- |     |                   |     |                |
|-----|-------------------|-----|----------------|
| (1) | 障害者医療費助成          | P8  | 【児・身・知・精 】【 難】 |
| (2) | 自立支援医療（更生医療・育成医療） | P9  | 【児・身 】【 知・精・難】 |
| (3) | 自立支援医療（精神通院医療）    | P10 | 【児 精 】【 身・知・難】 |
| (4) | 後期高齢者医療           | P10 | 【 身・知・精・難】     |

## 5 手当て あて

- |     |                 |     |                |
|-----|-----------------|-----|----------------|
| (1) | 特別児童扶養手当        | P11 | 【児 】【 身・知・精・難】 |
| (2) | 児童扶養手当          | P12 | 【児 】【 身・知・精・難】 |
| (3) | 障害児福祉手当・特別障害者手当 | P12 | 【児・身・知・精 】【 難】 |

## 6 年金ねん きん

- |     |             |     |                |
|-----|-------------|-----|----------------|
| (1) | 障害年金等       | P14 | 【 身・知・精・難】     |
| (2) | 心身障害者扶養共済制度 | P14 | 【児・身・知・精 】【 難】 |

じよせい かしつけ  
7 助成・貸付

---

(1)	在宅酸素療法酸素濃縮器利用助成金	P15	【 身 】
(2)	自動車運転免許取得補助金	P15	【 身・知・精 】
(3)	自動車改造費補助金	P16	【 身 】
(4)	生活福祉資金の貸付	P17	【児・身・知・精・難】

ぜい こうじよ げんめんとう  
8 税の控除・減免等

---

(1)	所得税・相続税・住民税	P18	【児・身・知・精 】
(2)	自動車税・自動車取得税の減免	P19	【児・身・知・精 】
(3)	軽自動車税の減免	P21	【児・身・知・精 】

こうつうきかんとう わりびきとう  
9 交通機関等の割引等

---

(1)	福祉タクシー及び自動車燃料費助成	P22	【児・身・知・精 】
(2)	タクシー・ハイヤー料金の割引制度	P22	【 身・知 】
(3)	有料道路の通行料金の割引	P23	【児・身・知 】
(4)	バス・地下鉄運賃の割引	P24	【児・身・知・精 】
(5)	JR 運賃の割引	P24	【児・身・知・精 】
(6)	航空運賃の割引（12歳以上）	P25	【児・身・知 】
(7)	駐車禁止対象除外	P25	【児・身・知・精 】
(8)	ゆずりあい駐車場利用制度	P26	【児・身・知・精 】
(9)	NHK 放送受信料の免除	P27	【児・身・知・精 】
(10)	携帯電話基本料金の割引	P27	【 身・知・精 】
(11)	聴覚・音声言語障害者用 119 番ファック通報	P28	【 身 】
(12)	NET119 緊急通報システム	P28	【 身 】

しょうがいふくし りよう にゅうしょ つうしょとう  
10 障害福祉サービスの利用（入所・通所等）

---

(1)	障害者介護給付等	P29	【児・身・知・精・難】
-----	----------	-----	-------------

しょうがいしゃきんきゆうたんきにゅうしょしえんじぎょう  
11 障害者緊急短期入所支援事業

---

(1)	障害者緊急短期入所支援事業	P31	【児・身・知・精・難】
-----	---------------	-----	-------------

ほ そうぐ しきゅう  
12 補装具などの支給

---

(1)	補装具	P32	【児・身 難】
(2)	日常生活用具	P33	【児・身・知・精・難】

ちいきせいかつしえんじぎょう  
**1.3 地域生活支援事業**

---

- (1) 地域生活支援事業 P35 【児・身・知・精・難】

ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど  
**1.4 避難行動要支援者支援制度**

---

- (1) 避難行動要支援者支援制度 P36 【児・身・知・精・難】

**1.5 ヘルプマーク・ヘルプカード**

---

- (1) ヘルプマーク・ヘルプカード P37 【児・身・知・精・難】

しりょうとう  
**1.6 資料等**

---

- (1) 身体障害者障害程度等級表 P38 【児・身            】  
(2) 障害者（児）サービス事業所・施設等 P42 【児・身・知・精・難】

# しょうがい 1 障害についての相談窓口

そうだんまどぐち

## (1) 山元町地域福祉課

【児・身・知・精・難】

障害福祉に関する全般的な相談・手続きなど障害のある方の身近な窓口として、対象者のみならずそのご家族の支援及び必要に応じ、専門機関の紹介などで情報発信も行っております。

### ① 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者やその家族

### ② 相談内容

- イ) 各種障害者手帳について
- ロ) 障害福祉サービスについて(在宅サービス、施設入所、グループホーム等)
- ハ) 補装具や日常生活用具の給付について
- ニ) 各種医療・自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)について
- ホ) その他日常生活において困っていること
- ヘ) 各種健康相談、養育相談など

### ③ 相談窓口

- イ) 手帳・各種制度・虐待等 … 地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)
- ロ) 健康・養育等 … 健康推進課 健康推進班 (☎0223-36-8660)
- ハ) 福祉サービスについて … 基幹相談支援センターやすらぎ (☎0223-37-5457)

※受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(※土、日曜日、祝祭日休み。)

## (2) 山元町基幹相談支援センター

【児・身・知・精・難】

町内在住の障害のある方やその家族に対して、幅広い相談支援を行います。

### ① 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者やその家族

### ② 事業内容

- イ) 総合相談、専門相談。
- ロ) 地域移行、地域定着支援。入所施設や精神科病院からの退所・退院や安定した地域生活をおくるためのお手伝い。
- ハ) 権利擁護、虐待防止。成年後見制度利用支援事業や虐待防止の地域啓発。

ニ) 地域相談体制の強化の取り組み。相談支援事業所への専門的指導、助言や人材育成へ向けた取り組み。

ホ) 障害のある方や家族の生活に関するさまざまな課題や将来の暮らしに関することなどについての相談。

※障害福祉サービスの利用に関わらず相談可。

○相談受付時間

月～金曜日 午前9時～午後5時（土、日曜日、祝祭日休み）

○相談方法は電話、来所、自宅訪問での相談も可能です。

山元町基幹相談支援センターやすらぎ ☎0223-37-5457

宮城県亶理郡山元町真庭字名生東 119 番地 1

### (3) 山元町障害者地域活動支援センター【児・身・知・精・難】

ひろばポラリスは、町内在住の障害のある方の自立支援、社会参加の促進を図ることを目的に開設しております。フリースペース要素を活かしながら、利用される方がゆったりと読書や創作活動、生産活動を行えるようになっております。また、当事者相談（ピア・カウンセリング）や希望される方には、個別相談を行っています。

#### ① 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者やその家族

#### ② 支援・活動内容

イ) 創作活動（絵画、刺しゅう、読書等）、生産活動（調理、清掃、ポップ制作等）

ロ) 障害福祉サービスの利用支援（情報の提供や利用の助言・利用申請の援助等）

ハ) 社会資源を活用するための支援（障害者施設等の紹介、福祉機器や情報機器の利用助言、コミュニケーションの支援、生活情報の提供等。）

ニ) 社会生活力を高めるための支援（障害に対する理解を深めるための支援、家族関係や人間関係などの相談、身だしなみや健康管理の相談、家事や家庭管理の支援等）

ホ) 専門機関の紹介（例：医療機関、ハローワーク等）

ヘ) 障害者を介護する看護者が急病など介護できなくなった場合の相談（障害者緊急短期入所支援事業）

#### ③ 相談窓口

月曜日～金曜日 午前10時00分～午後4時00分

（※事業イベントにより、祝祭日開所あり）

ひろばポラリス ☎0223-36-7413

山元町高瀬字合戦原 72 番地 35

## 2 しょうがいしゃ じんけん 障害者の人権

### (1) 障害者虐待

【身・知・精・難】

障害者への虐待は障害者の尊厳を害し、障害者に対する虐待を防止することが、障害者の自立と社会参加にとって、極めて重要とされています。

そのため、国では平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を定め障害者の方の人権擁護に努めています。また、当該法律により虐待を発見した際の通報が義務付けられましたので、虐待を発見した場合は下記相談窓口までご相談ください。

#### ① 障害者虐待の定義

- イ) 養護者による虐待…障害者の家族、親戚、同居人などによる虐待
- ロ) 障害者福祉施設従事者等による虐待…障害者福祉施設、障害福祉サービス事業などの業務に従事する方からの虐待
- ハ) 使用者による虐待…障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者からの虐待

#### ② 虐待の種類

身体的虐待	暴力や体罰、身体を縛る、過剰な投棄によって身体の動きを抑制したりする行為など
性的虐待	性的な行為やそれを強要する行為
心理的虐待	脅し、侮辱など言葉や態度、無視、嫌がらせなど精神的に苦痛を与える行為
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなど、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させるなどの行為
経済的虐待	本人の同意なし(又はだます)に財産や年金、賃金を勝手に運用したり使用する、又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの行為

#### ③ 相談窓口

- イ) 「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者による障害者虐待」  
地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)
- ロ) 「使用者(職場)による障害者虐待」  
宮城県障害者権利擁護センター  
(☎022-727-6101 9:00~17:00 休日、夜間は留守番電話対応)

知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(ここでは「本人」といいます)について、本人の権利を守る(財産管理や契約代理など)援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

### ① 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

### ② 法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助制度のいずれかが利用できます。

#### イ) 申立人

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。その他、市町村長が申し立てることもできます。

#### ロ) 申し立て費用

申し立てに必要な費用は、鑑定料を含め申立人が負担します。

町が申し立てを行った場合には、費用の全部又は一部を町が助成します。

#### ハ) 精神鑑定

本人の判断能力を判定するために医師による鑑定を行う場合があります、鑑定料は受診者の状況によって異なります。

#### ニ) 問い合わせ

地域福祉課 福祉班 (申し立て手続きに関する相談) (☎0223-37-1113)

仙台家庭裁判所後見センター (申し立て手続きに関する案内)

(☎022-745-6090)

### (3) まもりーぶ（日常生活自立支援事業）

【知・精】

判断能力が不十分な在宅の高齢者等を対象に、地域で安心した生活が送れるように各種支援を行います。

#### ① 対象者

在宅の認知症高齢者や知的障害、精神障害などのある方

#### ② 支援内容

イ) 福祉サービスの利用援助 … 福祉サービス利用に伴う情報提供など。

ロ) 日常的金銭管理 … 日常生活の範囲内の各種支払いなど

(福祉サービス利用料・公共料金など)

ハ) 財産お預かり …… 定期預金証書、年金証書などの貸金庫でのお預かり。

#### ③ 利用料金

基本料金 … 月額 700円

サービス料金 … 30分 500円

貸金庫利用者 … 月額 300円

ほか、サービス利用に係る交通費が必要に応じ加算されます。

※ サービス利用料金（生活支援員がサービスを提供したときにかかる料金）

※ 市町村民税非課税世帯は、サービス料金が半額免除になる場合があります。

#### ④ 申請窓口

山元町社会福祉協議会 (☎0223-37-2785)

### 3 しょうがいしゃてちょう しょうがいしゃてちょう しんたい ちてき せいしん 障害者手帳 (身体・知的・精神)

障害者手帳は、障害者の方々の自立と社会参加を促進するために県知事から交付されるもので、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。申請により手帳を取得することで、各種サービスの提供が受けられます。

#### (1) 身体障害者手帳

【児・身】

##### ① 対象者

身体に永続する機能障害がある方

(障害の重い順に1級から7級の等級があり、手帳が交付されるのは1級から6級までに該当する方です。なお、7級の障害が2つ以上重複する場合、または7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、手帳交付の対象となります。)

～障害の種類～ 詳しくは38～41ページの表をご確認ください。

視覚障害、聴覚障害、平行機能障害、音声・言語障害、そしゃく機能障害、肢体不自由(上肢・下肢・体幹)、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

##### ② 申請手続き

新規申請、住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更及び再判定、新しい障害の追加、手帳の紛失・破損等の場合に手続きが必要です。

必要な書類等

イ) 身体障害者手帳交付申請書

ロ) 診断書(決められた用紙に県の指定医が記入したもの)

ハ) 顔写真2枚(縦4センチ、横3センチ、上半身、無帽、1年以内に撮影)

ニ) マイナンバーカード

身体障害者手帳はマイナンバーの利用対象制度ですので、申請書に個人番号の記載が必要です。

##### ③ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## (2) 療育手帳

【児・知】

### ① 対象者

障害の等級は「A」（最重度、重度）、「B」（中度、軽度）の2区分で記載されます。

知的な障害があり、児童相談所またはリハビリテーション支援センターにおいて一定基準に該当すると判定された方（申請後、判定審査を受けていただきます。また、交付後も定期的に障害程度の確認（再判定）があります）

～知的障害の判定基準～

知的機能の障害発生時期…発達期（概ね18歳まで）にあらわれたことが確認されること  
機能障害 … 標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数（IQ）が概ね70  
までの方

日常生活能力 … 何らかの特別の援助を必要とする状態にある方

### ② 申請手続き

新規申請、本人及び保護者の住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更及び再判定、手帳の紛失・破損等の場合に手続きが必要です。

必要な書類等

イ) 療育手帳交付申請書

ロ) 顔写真2枚（縦4センチ、横3センチ、上半身、無帽、1年以内に撮影）

イ) マイナンバーがわかる「個人番号カード」、又は「通知カード」（住所や氏名等の記載内容が住民票の受法と一致している場合に限る）。ただし、この場合は本人であることを確認できる書類も必要です。

### ③ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## (3) 精神障害者保健福祉手帳

【児・精】

### ① 対象者

精神疾患のある方で、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活が制限される方。1級から3級までの等級があります。

### ② 申請手続き

新規申請、更新時、住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更、手帳の紛失・破損等の場合に手続きが必要です。

必要な書類等

ロ) 申請書

ハ) 診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）、または障害年金証書・障害年金に係る照会同意書

ニ) 顔写真1枚（縦4センチ、横3センチ、上半身、無帽、1年以内に撮影）

ホ) マイナンバーがわかる「個人番号カード」、又は「通知カード」(住所や氏名等の記載内容が住民票の受法と一致している場合に限る)。ただし、この場合は本人であることを確認できる書類も必要です。

### ③ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 4 い りょう 医 療

### (1) 心身障害者医療費助成

【児・身・知・精】

重度の障害がある方が保険適用で医療を受けた場合の一部を公費負担する制度です。ただし、生活保護を受けている世帯、心身障害者本人及び保護者、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上であるときには、助成が受けられない場合があります。

#### ① 対象者

- イ) 身体障害者手帳1級・2級(内部障害のみ3級)の方
  - ロ) 療育手帳「A」判定の方、「B」判定のうち職親に委託されている方
  - ハ) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
  - ニ) 特別児童扶養手当1級の方
- ※ 職親 …… 知的障害者を預かり、更生に必要な指導訓練を行う方。

#### ② 申請手続き

新規申請、住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更、手帳の紛失・破損、加入保険の変更・転出等の場合に手続きが必要です。

必要な書類等

- イ) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書等
- ロ) 振込指定口座の預金通帳(受給者名義のもの)
- ハ) 受給者および障害者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

※併せて、(1)～(3)のいずれかに該当する書類をお持ちください。

(1)マイナ保険証(保険証利用)を登録されている方	◇受給者の資格情報のお知らせ※1または被保険者証 (上記がない場合には、マイナポータルの資格情報画面の写し)
(2)マイナ保険証(保険証利用)を登録されていない方	◇受給者の資格情報のお知らせ※1または被保険者証
(3)マイナンバーカードをお持ちでない方	◇受給者の資格確認書※1または被保険者証

※1 「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」とは、令和6年12月2日以降現行の健康保険証の新規発行終了に伴い、加入医療保険者から発行される通知のことです。

※2 国民健康保険、全国健康保険協会以外の保険にご加入の方は改めて「附加給付に関する証明」が必要です。

### ③ 申請窓口

健康推進課 医療給付班 (☎0223-36-8660)

## (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

【児・身】

身体の障害を除去・軽減及び機能の回復など、日常生活を容易にするために必要な手術等について医療費の一部を助成する制度です。

### ① 対象者

- イ) 更生医療 … 18歳以上の身体障害者手帳所持者
- ロ) 育成医療 … 18歳未満で、身体に障害を持つ児童又はり患している疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(身体障害者手帳の交付を受けていない児童も含みます。)

### ② 申請手続き

必要な書類等

- イ) 申請書
- ロ) 資格確認証または生活保護受給者証
- ハ) 医師の意見書・診断書
- ニ) 身体障害者手帳(更生医療のみ)
- ホ) マイナンバーカード

### ③ 対象医療の例

障害の種類	手術名等
じん臓機能障害	人工透析療法・腎移植術・腎移植後の抗免疫療法等
心臓機能障害	冠動脈バイパス術・ペースメーカー植込術・弁置換術・心移植術・心移植後の抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
免疫機能障害	抗H I V療法
肢体不自由	人工関節置換術・関節固定術
視覚障害	白内障手術・角膜移植術・網膜剥離手術等
聴覚・平衡機能障害	人工内耳植込術・外耳等閉鎖形成術等
音声・言語・そしゃく機能障害	口唇形成術・口蓋形成術・歯科矯正治療・嚥下機能改善手術・誤嚥防止手術
肝臓機能障害	肝臓移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法

### ④ 自己負担額

原則1割負担ですが、世帯の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

### ⑤ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

### (3) 自立支援医療（精神通院医療）

【児・精】

精神障害のため通院による精神医療を継続的に要する病状の方を対象に、医療費の一部を公費負担するものです。有効期間は最長1年で、有効期間の終了日の3ヶ月前から更新手続きができます。

#### ① 対象者

精神疾患で外来治療を受けている方(てんかんを含む)

#### ② 申請手続き

必要な書類等

イ) 申請書

ロ) 自立支援医療(精神通院)診断書(2年に1度提出が必要です)

ハ) 資格確認証または生活保護受給者証

ニ) マイナンバーカード

#### ③ 自己負担額

原則1割負担ですが、世帯の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

#### ④ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

### (4) 後期高齢者医療

【身・知・精・難】

一定の障害があり、認定を受けた65歳以上75歳未満の方は、通常75歳から加入する後期高齢者医療制度に加入することができます。申請は任意です。

#### ① 対象者

65歳以上75歳未満の身体障害者手帳(1～3級、4級の一部)、療育手帳

「A」、精神障害者保健福祉手帳1・2級及び障害年金証書1・2級を所有する方

#### ② 医療費の自己負担割合

イ) 一般・低所得世帯 …… 1割または2割

ロ) 現役並み所得世帯 …… 3割

※世帯の状況・収入の状況等様々なケースがあります。

#### ③ 問合せ先

健康推進課 医療給付班 (☎0223-36-8660)

## 5 てあて 手 当

### (1) 特別児童扶養手当

【児】

特別児童扶養手当は、心身に障害を持つ児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

ただし、次のいずれかに当てはまる場合、手当では支給されません。

イ) 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき。  
(所得制限の額については、扶養親族の数などによって異なります。詳しくは、お住まいの市町村までお問い合わせ下さい)

ロ) 受給者(申請者)や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。

ハ) 対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき。(ただし、通園している場合は除く)

ニ) 対象児童が、障害を事由とする年金を受け取ることができるとき。

#### ① 対象者

イ) 身体障害者手帳1級・2級を所持(3級・4級の一部を含む)する児童を扶養している方

ロ) 療育手帳「A」を所持(「B」の一部を含む)する児童を扶養している方

ハ) その他、イ)、ロ)と同等程度の障害の児童を扶養している方

#### ② 手当の金額(令和7年4月から)

イ) 1級 月額56,800円

ロ) 2級 月額37,830円

※年3回で支給されます。

#### ③ 申請窓口

子育て定住推進課 子育て支援班 (☎0223-36-9835)

## (2) 児童扶養手当

【児】

児童扶養手当は、18歳に達した年度末までの間にある児童(政令で定める障害のある児童の場合は、20歳未満)を監護するひとり親家庭等に支給されるものです。  
(障害がある方に関する部分の抜粋)

### ① 対象者

父または母が身体などに重度の障害がある家庭

### ② 手当の金額(令和7年4月現在)

月額46,690円(養育する児童が1人の場合)

※ 所得に応じて、上記月額より減額となります。

※ 養育する児童の人数により加算されます。

### ③ 申請窓口

子育て定住推進課 子育て支援班 (☎0223-36-9835)

## (3) 障害児福祉手当・特別障害者手当

【児・身・知・精】

障害のある方に対する所得保障の一環として、著しく重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため、次の手当が支給されます。

ただし、本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給されません。

### ① 対象者

ア) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

※ 受給できる方

- a) 申請日現在、満20歳以上であること
- b) 施設等に入所していないこと
- c) 3カ月を超えて病院等に入院していないこと
- d) 毎年の所得が基準以下であること

※なお、原爆被爆者の介護手当等とは併給調整があります。

イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

※ 受給できる方

- a) 申請日現在、満20歳未満であること。
- b) 施設等に入所していないこと。
- c) 障害を支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと。
- d) 毎年の所得が基準以下であること。

② 手当の金額(令和7年4月から)

イ) 特別障害者手当 月額29,590

ロ) 障害児福祉手当 月額16,100

※年4回で支給されます。

③ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 6 ねん きん 年 金

### (1) 障害年金等

【身・知・精・難】

#### ① 障害基礎年金(国民年金)

障害の原因となった傷病の初診日(初めて医師の診察を受けた日)が、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満であった人で、障害認定日に障害の程度が1級または2級の状態に該当し、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。20歳前に初診がある傷病で、20歳に達したときに障害の程度が1級または2級の状態であれば障害年金が支給されます。

※ 障害の程度の「1級・2級」とは障害年金の等級です。身体障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

問い合わせ先 仙台南年金事務所(☎022-246-5111)

#### ② 障害厚生年金

厚生年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となり、障害認定日に障害の程度が1級～3級に該当し、一定の納付要件を満たしているときに支給されます。

問い合わせ先 仙台南年金事務所(☎022-246-5111)

#### ③ 障害共済年金

共済年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となり、障害1級～3級の方が対象です。

受給要件は共済組合ごとに内容が異なるので、各共済組合または勤務先にお問い合わせください。

### (2) 心身障害者扶養共済制度

【児・身・知・精】

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万が一死亡または重度の障害者になったときに、残された障害者に一定額の年金が支給される制度です。

#### ① 加入資格

県内に住所があり65歳未満で健康状態に問題ない方のうち、下記の方を扶養している保護者。※障害をお持ちの方一人に対して、加入できる保護者は1名です。

イ) 療育手帳A・B、身体障害者手帳1級～3級を交付されている方

ロ) 精神または身体に永続的な障害のある方で、イ)と同程度の障害と認められる方

#### ② 年金額

月額 1口 20,000円

※ 1口の場合は、20,000円、2口の場合は、40,000円が、生涯にわたって支給されます。

#### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 7 じよせい かしつけ 助成・貸付

### (1) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者が使用する酸素濃縮器の電気料金の一部を助成します。

#### ① 対象者

町内に住所を有する呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を有する方で、医師の指示により在宅酸素療法を行っている方

#### ② 申請手続き

必要な書類等

イ) 申請書

ロ) 身体障害者手帳

ハ) 酸素濃縮器使用証明書

ニ) 振込を希望する預金通帳

#### ③ 助成金額

使用する酸素濃縮器の能力により算出されます。

月額880円～9,580円

#### ④ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

### (2) 自動車運転免許取得補助金

【身・知・精】

障害者の方の就労や、社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

免許を取得した日の翌日から起算して30日以内に申請が必要です。

#### ① 対象者

身体・知的・精神のいずれかの障害を持ち、免許の取得により社会参加が見込まれる方(所得税非課税世帯に限ります。)

#### ② 助成金額

免許取得に要した費用の2/3(ただし、100,000円を上限とします。)

### ③ 申請手続き

必要な書類等

- イ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ロ) 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書
- ハ) 自動車運転免許を取得した旨が表示された運転免許証
- ニ) 自動車運転免許の取得に要した費用の支払を証明する書類(領収書等)

### ④ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## (3) 自動車改造費補助金

【身】

就労、通院等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操作及び、駆動装置等の改造に要する経費に対して助成します。

### ① 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている、上肢、下肢または体幹機能の障害等級が1～3級の方(所得制限があり対象とならない場合があります。)

### ② 助成金額

改造に要する費用の2/3(ただし、100,000円を上限とします)

### ③ 申請手続き

必要な書類等

- イ) 就労等計画書、自動車改造計画書及び収支予算書
- ロ) 身体障害者手帳及び自動車運転免許証
- ハ) 改造を行う業者の見積書(改造箇所及び経費を明らかにしたもの)
- ニ) 改造箇所の図面
- ホ) 申請者の住民票(世帯全員分)
- ヘ) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得限度額を超えないことを確認できる書類

### ④ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## (4)生活福祉資金の貸付

【児・身・知・精・難】

生活福祉資金貸付制度は、収入の少ない世帯、障害のある方が属する世帯、高齢者が同居する世帯に対し資金の貸付と必要な相談を行い、その世帯の生活の安定と経済的な自立を目的とした社会参加の促進を図る貸付制度です。

### ① 対象世帯

- イ) 低所得世帯
- ロ) 障害者世帯
- ハ) 低所得の高齢者世帯
- ニ) 生活保護世帯

※資金の種類によって対象世帯が限定されますので詳しくは下記③までご相談ください。

### ② 申請手続き

申込必要書類(全資金共通)

- イ) 記載事項が省略されていない世帯全員の住民票
- ロ) 借入申込者の本人確認ができる書類(運転免許証等)
- ハ) 借入申込世帯の収入が明らかになる書類(源泉徴収票、確定申告書、通年分の給与証明書、年金振込通知書等)

※その他、各資金によって必要書類が定められています。

### ③ 問い合わせ先

社会福祉協議会にご相談の上お申込みください。

山元町社会福祉協議会 (☎0223-37-2785)

## 8 ぜい こうじょ げんめんとう 税の控除・減免等

### (1) 所得税・相続税・住民税

【児・身・知・精】

本人・配偶者等扶養親族が障害者の場合、所得税・住民税等の控除を受けることができます。

税の種類	控除等の項目	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
所得税関係	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級
	心身障害者扶養共済の所得控除	1～3級	A・B	1～2級 (3級は程度による)
住民税関係	課税非課税(所得135万以下)	1～6級	A・B	1～3級
	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級
	心身障害者扶養共済の所得控除	1～3級	A・B	1～2級 (3級は程度による)
相続税関係	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級

#### 問い合わせ先

所得税・相続税関係  
住民税関係

仙台南税務署  
税務課

(☎022-306-8001)  
(☎0223-37-1114)

## (2) 自動車税の減免

【児・身・知・精】

障害者手帳等を所持し、一定の要件に該当する方は自動車税の減免を受けることができます。

### ① 対象者

障害手帳・障害区分		障害の等級別												
		本人運転						生計を一にする家族又は常時介護者が運転						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○			
	聴覚障害		○	○					○	○				
	平衡機能障害			○						○				
	音声・言語機能障害			○						○				
	上肢障害	○	○					○	○					
	下肢障害(※1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	体幹障害(※2)	○	○	○		○		○	○	○				
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○ ※3					○	○ ※3				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※4			
	心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能		○		○				○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能		○	○	○				○	○	○				
療育手帳		A												
精神障害者保健福祉手帳		1級												
戦傷病者手帳		※県税事務所にお問い合わせください												

ただし、本人が運転する場合は、(※1) 4から6級の方、(※2) 5級の方も対象となります。なお、二つ以上の障害が重複する場合には、身体障害者手帳に記載された総合の級により判断します。

※3 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※4 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

### ② 対象となる自動車

- イ) 身体障害者等が所有し、専ら身体障害者等本人が運転する自動車(本人運転)
- ロ) 身体障害者等が所有し、専ら身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために生計同一家族が運転する自動車(家族運転)。なお、身体障害者等が18歳未満・知的障害者・精神障害者の場合は生計同一家が所有する自動車も対象
- ハ) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有し、専ら身体障害者等の通院・通学・通所・生業のために常時介護する方が運転する自動車(常時介護者運転)

※ 減免を受けることができる自動車は、軽自動車税の対象となる自動車を含め、対象となる障害のある方1人につき自家用車1台に限られます。

### ③ 申請期間

自動車税 … 4月1日から納期限まで（申請期間を過ぎた場合は月割で減免）

### ④ 減免額

自動車税 … 減免上限額 45,000円

（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合）

… 減免上限額 43,500円

（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車以外の場合）

### ⑤ 必要書類等

イ) 障害者手帳等（原本）

ロ) 運転する方の運転免許証（原本）

ハ) 自動車検査証（原本）

ニ) 生計同一証明書（家族運転）／常時介護証明書（常時介護者運転）

（生計同一証明書は地域福祉課窓口で発行します。上記必要書類等のイロハと納税義務者のマイナンバーカードをご持参ください。）

※ 平成30年度より、生計を一にする同居していない家族が運転する場合も減免の対象になりました（生計同一を確認する資料が必要です）。

### ⑥ 申請窓口

自動車税 … 仙台南県税事務所 （☎022-248-2961）

※ 県税事務所や地域福祉課窓口で「身体障害者等に対する自動車税の減免申請について」をお渡ししています。

### (3)軽自動車税の減免

【児・身・知・精】

障害者手帳等を所持し一定の要件に該当する方は軽自動車税の減免を受けることができます。

① **対象者**

自動車税と同様です。

② **対象となる軽自動車**

自動車税と同様です。

③ **運転者**

イ) 対象者本人

ロ) 対象者と生計同一家族及び障害者のみの世帯を介護する常時介護者

④ **申請期間**

納期限 7 日前まで

⑤ **必要書類**

イ) 障害者手帳

ロ) 運転する方の運転免許証

ハ) 自動車検査証・印鑑・納付書

ニ) 納税義務者のマイナンバーカード

⑥ **問い合わせ先**

税務課 課税班 (☎0223-37-1114)

## 9 こうつうきかんとく わりびきとく 交通機関等の割引等

### (1) 福祉タクシー及び自動車燃料費助成 【児・身・知・精】

在宅で生活する心身に障害のある方に対して、社会参加の支援として、タクシー利用助成券または自動車等燃料費助成券のどちらか一方を交付いたします。

#### ① 対象者

次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方で、在宅にて生活している方

※ただし、町民税（所得割）が課税されている、公共料金の滞納者、施設入所者の場合は対象になりません。

手帳名称	等級
身体障害者手帳	1級・2級
療育手帳	A
精神障害者保健福祉手帳	1級

※腎臓機能障害については、3級に該当する方も含みます。

#### ② 助成内容

タクシー利用助成	月 750円×3枚 ※腎臓機能障害及び人口透析治療を受けている方は4枚/月を交付。
自動車燃料費助成	月 1,200円×1枚 ※腎臓機能障害及び人口透析治療を受けている方は1枚/月400円を追加で交付。

※助成券には有効期限がありますので、ご注意ください。

※各助成に使用枚数に制限はありませんが、超えた金額は自己負担となります。

#### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

### (2) タクシー・ハイヤー料金の割引制度 【身・知】

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、タクシー料金が1割引になります。この割引制度はタクシー会社が独自に行っているサービスです。乗車時に割引制度について、ご確認ください。

#### 問い合わせ先

宮城県タクシー協会 仙台地区総支部 (☎022-256-0356)

### (3) 有料道路の通行料金の割引

【児・身・知】

身体障害者の方が自ら自動車を運転する場合、若しくは介護を必要とする障害者の方が乗車し介護者が運転する場合は、有料道路の通行料金が割引になります。

#### ① 対象者

- イ) 本人運転の場合 …… 身体障害者手帳所持者
- ロ) 介護者が運転の場合 …… 身体障害者手帳(旅客運賃割引種別1種)及び療育手帳判定「A」の方の介護者

#### ② 対象自動車の範囲

- イ) 乗用車(定員10人以下)
- ロ) 貨物車(定員4人以上10人以下、最大積載量500kg以下)
- ハ) 2輪自動車(排気量125CCを超えるもの)
- ニ) 特殊車両も対象になるものがあります。※営業用、軽トラック、代車等は対象外

#### ③ 車両所有者

- イ) 本人が運転する場合  
本人、配偶者、直系血族及びその配偶者並びに同居の親族等
- ロ) 本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合のほか、障害者本人を継続して日常的に介護している方  
※ 個人名義の車両に限られます。

#### ④ 割引率

半額(50%)

#### ⑤ 有効期間

申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで(更新申請は有効期間満了の2ヶ月前から受け付けています)

#### ⑥ 申請

必要書類等(※印は、ETCを利用されるときに限り必要)

- イ) 身体障害者手帳または療育手帳
- ロ) 自動車検査証
- ハ) 運転免許証(本人が運転する場合)
- ニ) リース契約書または割賦契約書(長期リースまたは割賦購入による自動車が対象の場合)
- ホ) 利用するETCカード(障害者本人名義のものに限る)※
- ヘ) ETC車載器セットアップ証明書など、車載器の管理番号が記載されているもの※

#### ⑦ 申請窓口

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

問い合わせ先

有料道路 ETC 割引登録係 (☎045-477-1233, 受付時間: 平日 9時~17時)

## (4)バス・地下鉄運賃の割引

【児・身・知・精】

障害者手帳をお持ちの方が利用する場合、手帳を提示することにより料金の割引を受けられます。

料金を支払う際、手帳を提示して割引を受けてください。

対象となる乗車券の種類、路線等詳しい割引の条件は、各会社にお問い合わせください。

### ① 対象者

- イ) 第1種身体障害者及び療育手帳「A」判定の方 … 本人及び介護者1名
- ロ) 第2種身体障害者及び療育手帳「B」判定の方 … 本人
- ハ) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方…本人(写真の貼付のない手帳は、割引対象外です。)

### ② 割引率

半額(50%)

町民バス「ぐるりん号」 100円(割引後)

※うち、小中高生および75歳以上は50円

### ③ 問い合わせ先

各バス会社、地下鉄駅で確認してください。

町民バス「ぐるりん号」 町民生活課(☎0223-37-1112)

## (5)JR運賃の割引

【児・身・知・精】

利用の際は、販売窓口で身体障害者手帳・療育手帳または精神保健福祉手帳を提示して、割引乗車券を購入してください。旅客鉄道(株)等旅客運賃減額欄に第一種又は第二種の記載があるもので、顔写真付きのもの。精神障害者手帳については有効期限を超過していないもの。

### 【介助者の方が同伴し、一緒に利用する場合】

対象	割引乗車券	割引率
第一種障害者とその介助者	普通乗車券・回数乗車券	50%
第一種障害者とその介助者 又は12歳未満の第二種障害者とその家族	普通乗車券(小児定期乗車券を除く)	50%

### 【障害者ひとりで利用する場合】

第一種、第二種障害者	普通乗車券(片道100キロを超える場合のみ)	50%
------------	------------------------	-----

割引率、購入方法等についてはJRにお問い合わせください。

## (6) 航空運賃の割引 (12 歳以上)

【児・身・知】

身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより航空運賃が割引になります。

ただし、割引内容は、航空会社や路線によって異なりますので、詳しくは利用される航空会社へ直接お問い合わせください。

### ① 申請窓口

各航空会社

## (7) 駐車禁止対象除外

【児・身・知・精】

障害者が車を利用する場合の配慮として、駐車禁止規制の対象からの除外を目的とした、除外標章を宮城県公安委員会より交付を受けることができます。

### ① 対象者

- イ) 身体障害者(障害内容は、宮城県警察のホームページで確認してください)
- ロ) 療育手帳「A」を所持している方
- ハ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方

### ② 問い合わせ先

宮城県亘理警察署 (☎0223-34-2111) 月～金 (休日、年末年始を除く) 9:00～16:00

## (8)宮城県ゆずりあい駐車場利用制度 【児・身・知・精・難】

### ① 対象者

公共施設や商業施設などの障害者等駐車区画について、対象の方以外の不適正な利用の抑止を図るため、歩行が困難な障害者の方などに利用証を交付します。具体的には次の表に定める方となります。

<対象者と交付要件>

対象者区分				交付要件	
身体障害者	視覚障害			4級以上	
	聴覚障害			3級以上	
	平衡機能障害			5級以上	
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
			移動機能		6級以上
	内部障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
肝臓機能障害			4級以上		
知的障害者				療育手帳「A」	
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳「1級」	
難病患者				特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	
要介護認定を受けた者				要介護状態区分が「要介護1」以上	
妊産婦				妊娠7か月から産後1年 ※産後は乳児同乗の場合に限る	
けが人又は病気の者、その他移動に配慮が必要と認められる者				医師の診断書等により、移動の配慮が必要であることを確認できる者	

### ② 問い合わせ先

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班 (☎022-211-2519)

※申請方法や交付の条件などは宮城県にお問い合わせください。

## (9)NHK放送受信料の免除

【児・身・知・精】

障害者世帯の状況により放送受信料の免除が受けられます。

### ① 免除内容

- イ) 全額免除 … 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯で、世帯員全員の住民税が非課税となっている場合（別世帯であっても、同居者は原則として審査対象となります）
- ロ) 半額免除 … 視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で契約者の場合  
身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主で契約者の場合

### ② 申請手続き

地域福祉課窓口で所定の申請用紙に記入。

障害手帳、印鑑

（申請の1年以内に山元町に転入された場合は前住所地の非課税証明書が必要となる場合があります）

### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

NHKふれあいセンター (☎0570-077-077(ナビダイヤル) ☎050-3786-5003)

(有料) 午前9時～午後6時

## (10)携帯電話基本料金の割引

【身・知・精・難】

携帯電話の基本使用料などの割引制度があります。

### 問い合わせ先

各携帯電話会社ごとに条件等が異なりますので直接取扱店で確認してください。

## (11)聴覚・音声言語障害者用119番ファックス通報

【身】

火災・緊急の際に、電話での通話ができない方でも、ファックスで119番通報ができるサービスです。

### ① 通報のしかた

- イ) 専用ファックス用紙に必要事項を記入後、119番に送信します。
- ロ) 消防署より受信したことの確認のファックスが返信されます。
- ハ) 火災・緊急等の状況に応じ、対応がとられます。

① 問い合わせ先

あぶくま消防本部指令課(☎0223-22-5171 FAX0223-22-6459)

(12)NET119緊急通報システム

【身】

聴覚・音声・言語機能障害等がある方が、スマートフォンや携帯電話からインターネットを利用して、全国どこからでも119番通報ができるサービスです。

※利用するにあたって事前登録が必要となります。

① 利用方法

利用希望者はWEBからサービス利用の申請を行うことができます。

② 問い合わせ先

あぶくま消防本部指令課(☎0223-22-5171)

しょうがいふくし りょう にゆうしょ つうしょなど  
**10 障害福祉サービスの利用(入所・通所等)**

障害がある方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方は、障害の種類や程度に応じて、以下の福祉サービスを利用することができます。

**(1) 障害者介護訓練等給付** 【児・身・知・精・難】

	サービス名	内容	障害	区分
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	全	1～6
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	全	4～6
	行動援護	判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知, 精	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護の外出支援を行います。	身, 難	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、複数の介護サービスを包括的に行います。	全	6
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	全	3～6
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	全	4～6
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	身, 難	1～6
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	全	5～6
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。	機: 身, 難	4～6
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	生: 知, 精	
	就労選択支援(R7.10～)	就職先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。	全	
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	全	
	就労定着支援	福祉サービスの利用を経て、一般就労へ移行した人に、就労継続を図るため、関係者との連絡調整及び課題等に必要な支援を行います。	全	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	全	
相 談 支 援 事 業	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	全	
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	全	
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	全	
	計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し(モニタリング)やサービス事業所等との連絡調整を行います。	全	
障 害 児 通 所 支 援 事 業	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。	全	
	児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	全	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	全	
	保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。	全	

### ① 対象者

障害がある方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方

### ② 申請手続き

申請に必要なもの

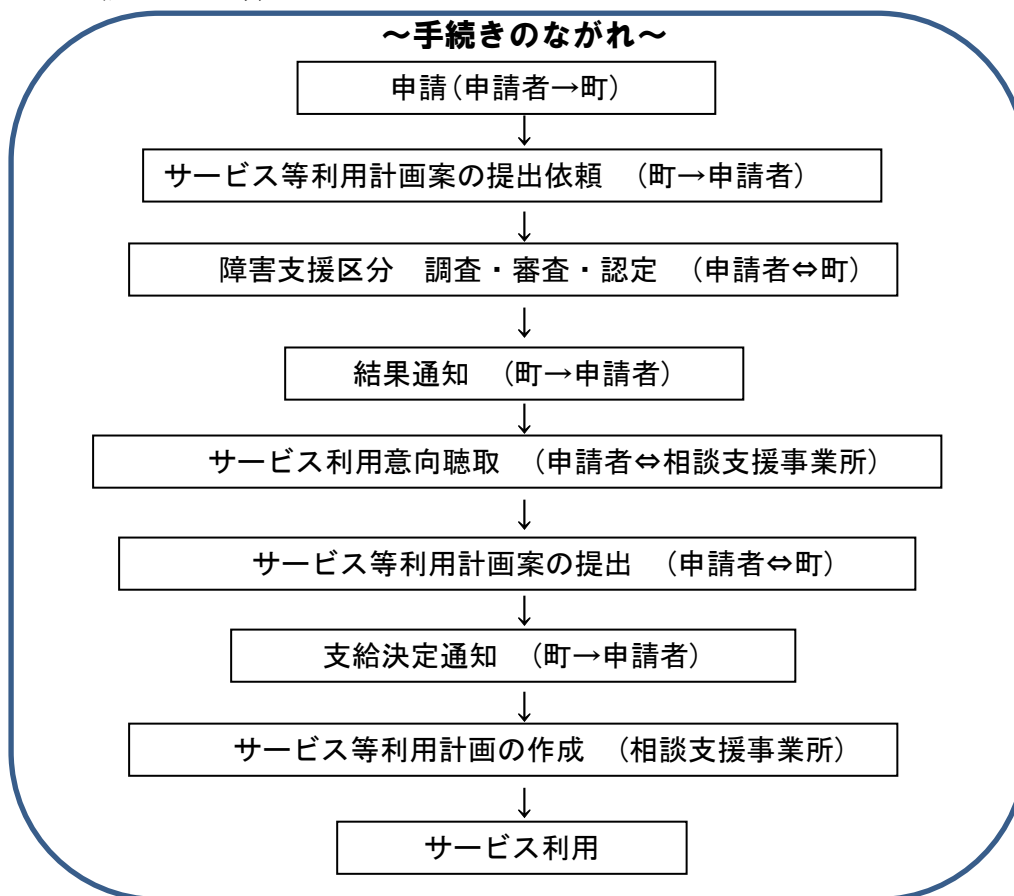
イ) 障害の内容が確認できるもの(次のいずれか)

- A) 各種障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳)  
難病受給者証など対象疾患に該当することがわかる書類
- B) 自立支援医療(精神通院医療)の受給者証
- C) 障害年金受給がわかる書類
- D) 障害の内容がわかる診断書

ロ) 介護給付費等支給申請書

ハ) 市町村民税非課税証明書または課税証明書(山元町に住所がない場合)

ニ) 収入額 (前年の1月から12月までの収入が分かる書類。年金振込通知書の写し又は通帳の写し等)



※ 介護給付のサービスを利用する際には、認定審査会での認定が必要になります。そのため、調査や認定等に時間がかかることがありますので、ご了承ください。

※ 負担額は原則として、サービス利用料の一割を自己負担することとなっています(世帯の課税状況等に応じて上限月額が設定されます)。

### ③ 問い合わせ

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 1 1 しょうがいしゃきんきゅうたんきにゆうしょしえんじぎょう 障害者緊急短期入所支援事業

### (1) 障害者緊急短期入所支援事業 【児・身・知・精・難】

障害のある方を介護する方が急病や急用で介護できなくなった場合などで緊急的に、障害のある方本人が一時的に施設に入所できる事業です。

#### ① 対象者

町内在住の障害のある方で、養護者が急病などにより、家庭での生活を維持することが困難な方

#### ② 緊急短期入所施設

障害者支援施設「静和園」

※ご利用には事前に登録が必要ですので、下記までお問い合わせください。

#### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

山元町基幹相談支援センター やすらぎ (☎0223-37-5457)

障害者支援施設「静和園」 (☎0223-37-3880)

## 12 補装具などの支給

身体の失われた部分や思うように動かすことができない障害の部分を補って、日常生活を容易にするために身体障害者手帳の交付を受けている方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方を対象に、障害の種類に応じて補装具の購入費用及び修理の費用の一部を支給する制度です。

### (1) 補装具

【児・身・難】

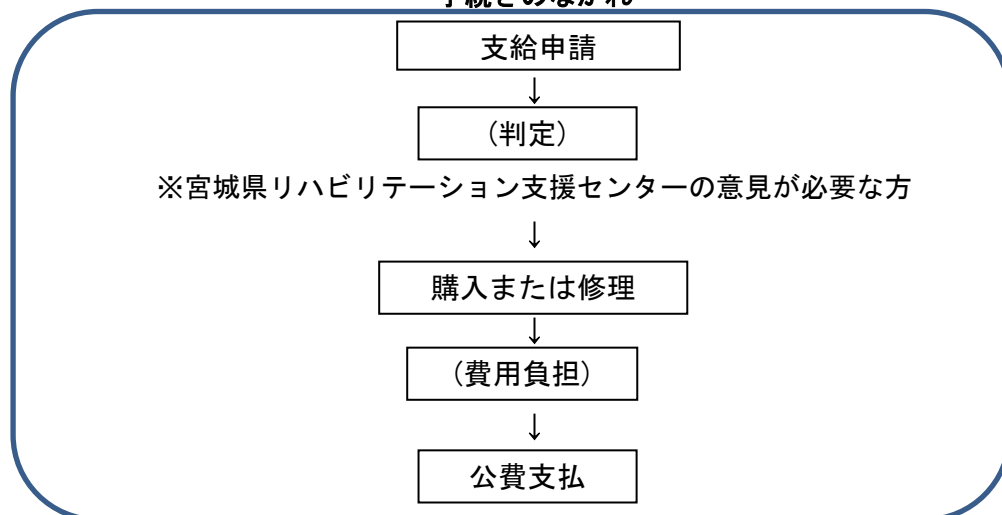
#### ① 種類(一部)

障害区分	種類
視覚障害	盲人用安全つえ 義眼 眼鏡など
聴覚障害 音声・言語機能障害	補聴器など
肢体不自由	義肢(義足、義手) 装具 車いす 歩行器 歩行補助つえ 座位保持装置など
肢体・又は音声機能障害	重度障害者用意思伝達装置など

#### ② 申請手続きについて

補聴器、車いす、義手、義足、義眼、意思伝達装置等を製作する場合には、原則として宮城県リハビリテーション支援センターによる判定を受けることになっています。なお、製作・修理後の支給申請は受付できませんので、必ず製作・修理の前に地域福祉課にご相談ください。

～手続きのながれ～



※ 自己負担額は原則として補装具費の1割負担となりますが、本人及び配偶者(本人が18歳未満の場合は同一世帯員)の課税状況に応じて負担上限額が設定されます。

※ 介護保険、医療保険、労災など他の制度から支給される場合には、原則他の制度の支給が優先されます。

#### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## (2)日常生活用具の給付事業

【児・身・知・精・難】

在宅で生活する障害者の方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方の日常生活の利便を図るため、障害の種類や程度に応じて、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付する制度です。購入前に手続きが必要ですので、必ず購入前に地域福祉課にご相談ください。

なお、介護保険の対象となっている方は、介護保険での給付が優先となります。

※ 日常生活用具の種類及び本人負担額の詳細については関連情報をご覧ください。

### ① 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

### ◆ 日常生活用具の種類及び性能等 ◆

種 目	障害及び程度	給 付 条 件	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	障害等級1・2級	
	特殊マット	障害等級1級(常時介護が必要な方)	
	特殊尿器	障害等級1級(常時介護が必要な方)	
	入浴担架	障害等級1・2級(入浴に介助が必要な方)	
	体位変換器	障害等級1・2級(下着交換時に介助が必要な方)	
	移動用リフト	障害等級1・2級	
	訓練いす	障害等級1・2級(障害児のみ)	
	訓練用ベッド	障害等級1・2級(障害児のみ)	
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	
	便器	障害等級1・2級	
	歩行補助つえ	平衡機能・下肢及び 体幹機能障害	
	移動・移乗支援用具	家庭内の移動において介助を要する者	
	頭部保護帽	平衡機能・下肢・体幹 機能障害	
	特殊便器	上肢障害	障害等級1・2級
	火災報知機	身体障害	障害等級1・2級
	自動消火器		
	電磁調理器	視覚障害者	視覚障害者のみ世帯、障害等級1・2級
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者	聴覚障害者のみ世帯、障害等級1・2級	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	障害等級3級以上
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害	障害等級3級以上
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	身体障害	医療保険において在宅酸素療法を行っている
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害	障害等級1・2級で視覚障害者のみの世帯等
	視覚障害者用体重計		
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	内部疾患障害者	人工呼吸器の装着必要な者
気管孔用プロテクター	音声機能障害	咽頭・喉頭を摘出している者	

	種 目	障害及び程度	給 付 条 件
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由	発声、発語に著しい障害
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	
	点字ディスプレイ	視覚、聴覚障害者	障害等級1・2級
	点字器	視覚障害	障害等級1・2級
	点字タイプライター		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		
	視覚障害者用拡大読書器		
	視覚障害者用時計		
	点字図書		
	聴覚障害者用通信装置	聴覚、発声、言語機能障害	発声・発語に著しい障害を有し緊急連絡などの手段が必要
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	本装置によってテレビの視聴が可能になる
	人工喉頭(笛式)	音声、言語機能障害	喉頭摘出者で本装置によって発声が可能
人工喉頭(電動式)			
排泄管理支援用具	紙おむつ等	身体障害	3歳以上の身体障害者 高度の排便機能障害又は脳原性運動機能障害
	ストーマ用装具(尿路系)	ぼうこう機能障害	ストーマ造設
	ストーマ用装具(消化器系)	直腸機能障害	
	収尿器(男性用)	ぼうこう機能障害	脊髄損傷等による排尿障害により、収尿器を必要とする方
	収尿器(女性用)		
住宅改修	住宅生活動作補助用具及び住宅改修費 1.手すりの取り付け 2.段差の解消 3.床材の変更 4.扉の取換え 5.便器の取替え 6.その他住宅改修に付帯する住宅改修	身体障害等	下肢・体幹障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(特殊便器へ取替えする場合は上肢障害2級以上の者)

# ちいきせいかつしえんじぎょう 13 地域生活支援事業

## (1) 地域生活支援事業

【児・身・知・精・難】

地域生活支援事業とは、障害を有する方が、能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことを支援する事業です。

### ① 対象者

身体・知的・精神いずれかの障害を持ち、常時介護が必要な方

### ② 事業内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会提供による作業指導、生活訓練、機能訓練及び社会との交流事業による社会適応訓練等、障害者の実情に応じた支援を受けることができます。
移動支援事業	外出時の移動が困難である障害者(児)の方は、日常生活において必要とする移動のための支援を受けることができます。(余暇活動は除きます)
意思疎通支援事業	聴覚障害者等が日常生活において欠くことのできない意思疎通の円滑化を図る必要がある場合に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣サービスを受けることができます。
日中一時支援事業	障害者等を日中一時的に預かり、家族の負担軽減を図るとともに、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の福祉サービスの提供を行います。 短期入所に準じた宿泊を伴わない日中の一時預かりのサービスになります。
訪問入浴サービス事業	重度の障害のため、居宅での入浴が困難である障害者(児)の方は、移動入浴車による入浴サービスを受けることができます。

### ③ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 14 ひなんこうどうようしえんしゃしえんせいど 避難行動要支援者支援制度

### (1) 避難行動要支援者支援制度 【児・身・知・精・難】

この制度は、障害者やひとり暮らしの高齢者等で、災害時において支援が必要な方が、地域内で支援を受けられるようにするための登録制度です。

登録された方(事前提供に同意した方)の情報は、自主防災組織、行政区長、民生委員児童委員、地区消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署で共有し、災害時の支援に役立てます。

#### ① 登録対象者 (以下のいずれかの要件に該当する在宅の方)

- イ) 介護保険制度による要介護状態区分が「要介護1～5」と認定されている方
- ロ) 身体障害者手帳1・2級の1種を所持している方
- ハ) 療育手帳Aを所持している方
- ニ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- ホ) 生活支援を受けている難病患者
- ヘ) 75歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯
- ト) 上記のほか関係者が支援の必要があると認めた方

#### ② 避難行動要援護者支援制度登録事項

登録項目は、本人の状況(配慮事項等)、緊急連絡先、避難支援者等。

#### ③ 登録への同意

災害時において支援を希望する方は、支援を受けるため、自主防災組織、行政区長、民生委員児童委員、地区消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署に個人情報事前に提供することに同意していただきます。

※ 同意のなかった方に関しても、発災時には避難行動の支援や安否確認、救助などに名簿が活用されます。

#### ④ 手続き

該当者に町から『山元町避難行動要支援者名簿・「わたしの避難計画書」』を送付しますので、必要項目を記入し、地域福祉課に返送していただき、登録を行います。

#### ⑤ 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)

## 15 しょうがいしゃ 障害者に関するマーク

### (1) ヘルプマーク・ヘルプカード 【児・身・知・精・難】

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方が、周囲の方にそれを知らせることで、援助や配慮を得やすくするためのものです。

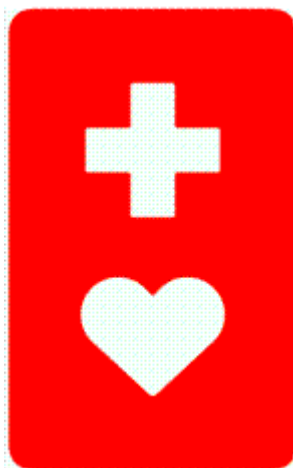
ヘルプカードは、障害のある方や病気を抱えている方が、普段の生活の中で困ったときや、緊急時・災害時などに必要な支援や配慮を求めやすくするために、あらかじめ自分の情報や支援内容などを記載するものです。

#### ① 対象者

- イ) 障害や病気（難病）をお持ちの方（手帳の有無は問いません）
- ロ) 高齢者、妊産婦などのうち希望する方
- ハ) そのほか援助や配慮を必要としている方

#### ② 問い合わせ先

地域福祉課 福祉班 (☎0223-37-1113)



【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】

(1) 身体障害者障害程度等級表

【児・身】

身体障害者障害程度等級表 1

等級	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能障害
		聴 覚 障 害	平衡機能障害	
1 級	視力のいい方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの			
2 級	① 視力のいい方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ② 視力のいい方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度（1/4 視標による。以下同じ。）の挿話が左右それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上の方（両耳全ろう）		
3 級	① 視力のいい方の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） ② 視力のいい方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上の方（耳介に接しなければ大声語を理解し得ない方）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
4 級	① 視力のいい方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） ② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	① 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上の方（耳介に接しなければ話語を理解し得ない方） ② 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下の方		
5 級	① 視力のいい方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの ② 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害	平衡機能の著しい障害
6 級	視力のいい方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	① 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の方（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ない方） ② 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上の方		

①同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級となります。（ただし、例外あり）

②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級となります。

- ③異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級となることがあります。
- ④「指を欠く方」とは、親指について指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠く方をいいます。
- ⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害をも含むものをいいます。
- ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)
- ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
- ※太線より上の障害は第1種身体障害者となります。
- ※後期高齢者医療制度該当者は1～3級と4級のうち下線がある障害名が対象となります。

## 身体障害者障害程度等級表 2

等級	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
1 級	①両上肢の機能を全廃した方 ②両上肢を手関節以上で欠く方	①両下肢の機能を全廃した方 ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠く方
2 級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠く方 ③1上肢を上腕の2分の1以上で欠く方 ④1上肢の機能を全廃した方	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠く方
3 級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠く方 ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した方 ③1上肢の機能の著しい障害 ④1上肢のすべての指を欠く方	①両下肢をショパール関節以上で欠く方 ②1下肢を大腿の2分の1以上で欠く方 ③1下肢の機能を全廃した方
	② 1上肢のすべての指の機能を全廃した方	
4 級	①両上肢のおや指を欠く方 ②両上肢のおや指の機能を全廃した方 ③1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃した方 ④1上肢のおや指及びひとさし指を欠く方 ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃した方 ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠く方 ⑦おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃した方 ⑧おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠く方 ②両下肢のすべての指の機能を全廃した方 ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠く方 ④1下肢の機能の著しい障害 ⑤1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃した方 ⑥1下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短い方
5 級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 ③1上肢のおや指を欠く方 ④1上肢のおや指の機能を全廃した方 ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	①1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②1下肢の足関節の機能を全廃した方 ③1下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短い方
6 級	①1上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠く方 ③ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃した方	①1下肢をリスフラン関節以上で欠く方 ②1下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級	①1上肢の機能の軽度の障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ③1上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて1上肢2指の機能の著しい障害 ⑤1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く方 ⑥1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃した方	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②1下肢の機能の軽度の障害 ③1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ④1下肢のすべての指を欠く方 ⑤1下肢のすべての指の機能を全廃した方 ⑥1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短い方

身体障害者障害程度等級表 3

等級	肢 体 不 自 由		
	体 幹 機 能 障 害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上 肢 機 能	移 動 機 能
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができない方	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能な方	不随意運動・失調等により歩行が不可能な方
2 級	①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難な方 ②体幹の機能障害により立ち上ることが困難な方	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限される方	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限される方
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難な方	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限される方	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限される方
4 級		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限される方
5 級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のある方	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障がある方
6 級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣る方	不随意運動・失調等により移動機能の劣る方
7 級		上肢に不随意運動・失調等を有する方	下肢に不随意運動・失調等を有する方

身体障害者障害程度等級表 4

等級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、免疫、肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される方	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される方	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される方	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される方	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される方	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能な方	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能な方
2 級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限される方	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限される方
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される方	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される方	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される方	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される方	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される方	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限される方(社会での日常生活活動が著しく制限される方を除く)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限される方(社会での日常生活活動が著しく制限される方を除く)
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される方


## (2)障害者（児）サービス事業所・施設等【児・身・知・精・難】

【令和8年4月1日現在】

No	事業所名称	サービス種類	住所	事業所 電話番号
1	放課後等デイサービス さんらいず	放課後等デイサービス 児童発達支援	989-2202 山元町高瀬字合戦原 113 番地 37	0223-23-0873
2	いろは山元	就労継続支援B型	989-2203 山元町浅生原字作田山 2 番地 63	0223-36-7087
3	ポラリス	就労継続支援B型	989-2202 山元町高瀬字合戦原 72 番地 64	0223-36-7410
	ひろばポラリス	地域活動支援センター		
4	山元町共同作業所 地球村	就労継続支援B型	989-2112 山元町真庭字名生東 75 番地 7	0223-37-0205
5	山元いちご農園 れいずホーム	就労継続支援B型	989-2201 山元町山寺字稲実 60 番地	0223-23-1581
6	障害者支援施設 静和園	施設入所支援、生活介護 計画相談支援、短期入所	989-2112 山元町真庭字名生東 72 番地 2	0223-37-0075
7	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	療養介護	989-2202 山元町高瀬字合戦原 100 番地	0223-37-1131
8	グループホームにじいろ	共同生活援助	989-2111 山元町坂元字向山 35 番地 3	0223-38-0790
9	相談支援事業所ひなた	計画相談支援	989-2201 山元町山寺字町東 61 番地 コンフォートⅡ 101	0223-37-7372
10	相談支援事業所やすらぎ	計画相談支援	989-2112 山元町真庭字名生東 119 番地 1	0223-37-5457
	やすらぎ	基幹相談支援センター		



令和8年4月

 山 元 町